

佐野市「赤ちゃんの駅」事業について

1. 事業の目的

乳幼児連れの親子が外出中に授乳やおむつ替えの必要が生じたとき、その場所を提供することができる店舗・施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、周知することにより、子育て中の家庭の外出を支援するとともに、地域全体で子育てを応援する意識の醸成を図ります。

2. 事業の内容

(1) 登録の要件

子ども連れの親子に対し、授乳スペースとおむつ替えスペースの両方、またはどちらかを提供いただける店舗・施設。

おむつ替えスペース

ベビーシート、ベビーベッド、畳の部屋などおむつ替えに適した場所。

授乳スペース

授乳している姿が他の人から見えないなど、母親が安心して授乳できるように配慮されている専用または兼用の場所。

ミルク用のお湯の提供（厚生労働省のガイドラインに従い、70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものを提供できる場合に限る）。

(2) 登録の流れ

登録申請書の提出

登録申請書を市こども課へご提出ください。

現地の確認・登録

市こども課の職員が現地を確認させていただきます。

授乳やおむつ替えの提供スペースの現況写真を撮らせていただきます。

登録後、店舗・施設表示用ステッカー等を交付します。

3. 事業の広報

市のホームページや広報誌において、登録店舗・施設の情報について配信します。